

(別添)

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和 2 年 7 月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け、5月25日変更）を踏まえ、感染拡大防止の観点から、検査対象者との接触機会の低減に向けて対面しない検査を実施できるものとするとともに、検査講評を現地での口頭限定しないこととし、検査対象者等に徴求する書類への押印の要求を廃止することとするため、所要の改正を行う。

【該当箇所】

- ・本文 第1の3
- ・本文 第6の3の(8)
- ・本文 第6の3の(17)
- ・別紙1 確認書様式
 - ・ " (別紙) 確認表
- ・別紙2 確認書様式(第6の3の(19))
 - ・ " (別紙) 確認表(指摘事項)
 - ・ " (別紙) 確認表(課題事項)
 - ・ " (別紙) 確認表(規模・特性等)

II 施行時期

令和2年7月10日